

比越公用記録

諸家同例集

73

3345

19



門 7 係 3
號 3345
卷 19



清東山書局印行此例集

敬啟者早治氏遺愛之記

目錄

- 一 七言古詩長地不中星夜下
- 一 有之
- 一 國報
- 一 吾國
- 一 在水
- 一 在池

高麗の山を下るに河合

一 初國に水更痛病石者に山を以て築成する

國度版河合

一 正東に國意に水更痛水者に山を以て築成する

新築に以て諸國を度候

一 酒造に水更痛水者に山を以て築成する

一 農業に水更痛水者に山を以て築成する

一 山に水更痛水者に山を以て築成する

一 山に水更痛水者に山を以て築成する



陸の山河合

一 國初に水更痛水者に山を以て築成する

一 水更痛水者に山を以て築成する

一 山に水更痛水者に山を以て築成する

一 山に水更痛水者に山を以て築成する

一 山に水更痛水者に山を以て築成する

一 山に水更痛水者に山を以て築成する

一 山に水更痛水者に山を以て築成する

一 山に水更痛水者に山を以て築成する

- 他如... 青院... 似分百姓回知管入流地... 亦如
- 其後... 亦似... 之地... 亦似... 亦似...
- 似分村... 似分... 似分...
- 似分百姓... 似分... 似分...
- 似分... 似分... 似分...
- 似分... 似分... 似分...
- 似分... 似分... 似分...
- 似分... 似分... 似分...
- 似分... 似分... 似分...
- 似分... 似分... 似分...

諸家神勸之有以神他例集

- 元... 亦如... 地... 亦如... 亦如...
- 亦如... 亦如... 亦如...
- 文化... 亦如... 亦如...
- 亦如... 亦如... 亦如...
- 亦如... 亦如... 亦如...
- 亦如... 亦如... 亦如...
- 亦如... 亦如... 亦如...
- 亦如... 亦如... 亦如...
- 亦如... 亦如... 亦如...
- 亦如... 亦如... 亦如...

一 亦如... 亦如... 亦如...
亦如... 亦如... 亦如...

亦如... 亦如... 亦如...
亦如... 亦如... 亦如...

右ノ年号下ホ云三浦志摩子与辰分ノ市
海多々田園地無事力ノ以不波苗法田境
ホ併下並示中ハ地ノ以初志取也及不押
交既見辰新田後以中ノ考ノ市街中ノ地
ヨ知東馬方ハ引海方ノ明和三年先例准
新田免拜市街不聖ニ言年大水ノ境ノ分
知市街ノ分海方ノ人多分市街ノ分
以不交地又聖子年以高以之六高ノ東
如也水ノ以地ホ既無以ノ分地ノ分新以ノ分

大造如重信ノ子名号：雖五掃ノ領民ニ至不
市街中ノ地ハ不交尾別執事田：孫其ノ市
市街中ノ地ノ右地不持ノ者其市街自當信
ヲ以重信後仕取ノ取取中ノ右ホ大造如重信
以是是領民ノ意ハ以市一併市街ノ地ノ市街
以市街也村ノ市川市街地領是市街其取取取取
取取市街也村ノ取取取取取取取取取取取取
取取取取取取取取取取取取取取取取取取取

十二月廿七

松平初集
岩瀨松平

書局出版不三河國梅屋郡古園新田地先新
岩崎國地破換出〜分り度尾洲地由至
いま千石年と甲山の徳徳以自力再興云々
新田新出〜分り通村〜新川地代能を
所〜之と云云〜新田新出〜分り通村
所〜之と云云〜新田新出〜分り通村
所〜之と云云〜新田新出〜分り通村
所〜之と云云〜新田新出〜分り通村
所〜之と云云〜新田新出〜分り通村

苦節と何

年十二月

柳生三徳正

一 文化七年 柳生三徳正 古園新田地先新
山語云

苗秋法同豊穂 分り通村〜分り通村

不志五年而一從是上國初此作身不國燭也
能分多知格免之國初而後收抄屋中下之
當年亦未嘗能一格免之也 國初而後以此
收抄屋中下之

本國臨台家
昌回書右更

七月亦之
有之振出月為格也

括屋費於總之國教手為之信者收付

一文化八年二月神壽之也書以之東京作

物与初之 送下

日向吾居屋費以此交於總仕右入用而外之也
依之是故元五年此作也國教也四年
立之年之也國之也分下也初之也手為之信者
有之收抄屋中下之

松平日
一河合格右更

書之是政交國教之也居而費於總之身右
手為之也手用之也國之也手教之也手為
之也手用之也書之也手用之也手教之也手為

女子色事年、張扇平年、山内是下、

乙此和原

月二月

小笠原傳信守

原通神用書指、山學高、

領分、水車運、山内、

一文化八十年八月、抑、抑、抑、

止、止、止、

決、決、決、決、決、決、決、決、



業之、古、酒、世、日、村、荒、川、

春、枕、上、運、上、吉、今、年、

未、細、音、方、利、步、志、右、

村、隣、村、子、也、是、合、

五、山、中、男、中、多、

山、地、山、地、山、地、山、地、

八月亦也

河原清丸、山田清三

吉、運、神、師、分、吉、別、

未八月

在池原分三木樹言不置以舟他出之各
其意以不吉以同合

一 文化八未年十月神事之由事以柳生之徳正
相小名出下

在池の村分相洲山形地不置池他出之吉先以
候至極小中送之舟是也吉由事以池樹言
下置之舟右池送り候世仕事の吉自物と高貴
物候以之統一統其交之舟に事如送候仕
候之に事如文出候に在池他出之文能事申

其意以不吉以同合

十月未之

神意古事神事
菅沼紋之書

在池の村分相洲表在池他出之文能事申
以交右中是故交池送り事其務廻言并自他
自候其即三條言其作出申候に別言其東
第自相由玉節に候に改事其書事申候其
免年之池程如教教并事樹言能其地政
之事他其節に候に事其務光事其由事
細事其事其申候に其務候其地候に其由事

自产地的油... 青... 柳... 市... 町... 年... 油... 美... 町... 申二月 柳生之信正

柳生之信正... 町... 申二月

一 文化十年七月... 町... 申二月

町... 申二月... 町... 申二月

年々諸藩軍兵の書局、甚く之を頼り
の故に中世の書局、其の年々之を頼
る所之國を、其の年々之を頼り
て、其の年々之を頼り、其の年々之を頼り
て、其の年々之を頼り、其の年々之を頼り

七月、亦、

松平右近衛家
八木弾右衛門

書局定致之、其の年々之を頼り、其の年々之を頼り
て、其の年々之を頼り、其の年々之を頼り
て、其の年々之を頼り、其の年々之を頼り

其の年々之を頼り、其の年々之を頼り
て、其の年々之を頼り、其の年々之を頼り
て、其の年々之を頼り、其の年々之を頼り
て、其の年々之を頼り、其の年々之を頼り

五月

柳生五膳心

通る五部山石苦水山麓に於て版出洞合
中より以上

皇十月十日

永井源助

牧野豊吉

言通り此等石造新祝禱々々
の農業に際して石造の
所も亦甚しく此洞合
獨り此洞合に於て
此等石造の
此等石造の

此の石造の

西十二月

柳生三徳

此の石造の
洞合

一文化十年神楽堂の
石造の

甲斐守領分
山一

この秋は修しと村に水札を何と云
交すに村を修すも亦如く修す所
為修すも苦むる事也之旨在る所人共
中修すに依りて合す之

十月十七日

札長石田

書面裁奪同古野郡中野村北口にて改定
有る所不申好しと交す亦如く修す所
此亦如く修す所也修すに依りて
此中修すに依りて合す之

古坂河修す事ありと修す所
此之分古坂河修す事ありと修す所

西里十日

柳生五徳正

修す所修す所修す所
日修す所修す所修す所

一文化十年年柳生五徳正
此亦如く修す事ありと修す所

加賀守修す所修す所修す所

久水車之報お着候お仕右水車にて葉種
候他縁仕右仕来切て其加中右他縁其
他縁中右仕来不川右希右邊の及仕代右
右列陶海取大破免縁右邊の与申去前より
海更他縁縁より仕来右邊の申去り申
更仕より仕来右邊の申去り申
仕代右邊の申去り申
若希より仕来右邊の申去り申
及仕代右邊の申去り申

二月十日

大久保 四ノ宮 家
松平 三ノ宮 家

書届他縁より仕来政九己年申届候由
申候候縁右邊の申去り申
又より新右邊の申去り申
と仕来右邊の申去り申
申候中より申去り申
申候中より申去り申
申候中より申去り申
申候中より申去り申
申候中より申去り申

五月十二日

柳生之稿

國親之文更痛方之供方是是來之骨下我
而拂之——物供合子之返例之供方也

一 文化十九年一月六月押苗之山等所不可不記
去年五月一日作此國親再四百七拾四石來以
細書四百拾八石給之分四拾四石分中陸國
古壁那下書之古回空不更看少中力之其
上諸君之度每下於命之節之諸君是人之少

難恨之骨去年十二月中多如得之——山空
為拂之骨分之也三ヶ更刻合古回空中心不地家
柳之拂之山空更痛方之骨分今之盜之骨分
細回供方書之是是來之骨分、分諸君也中
之供方是是來之骨分、分諸君也中
年之書如也、山中、古細親之骨分、分諸君也
其出揚之之山空、分不拂、供方是是來之骨分、
骨分、物供合、分、骨分、返之骨分、分諸君也
拂方、柳之、骨分、是是來之骨分、分諸君也

日傳の山右部山科不地境に不其山寺の標
 丹後宮方中より子もそ第(中より山寺の標)
 境を以て作付の地をもて其山寺の標を以て
 千石の地を山科不地とす其地を運上場と
 外山寺と右邊より其地を其山寺の標と
 不傳(九石)の地を其山寺の標とす其地を
 千石の地とす其地を其山寺の標とす

丑申月

卯申年他

書局の地境に日南沼の村地境に其古の標
 運上場とす其地を其山寺の標とす其地を
 其山寺の標とす其地を其山寺の標とす
 新田の地境に其山寺の標とす其地を其山寺の標とす
 其山寺の標とす其地を其山寺の標とす
 千石の地を其山寺の標とす其地を其山寺の標とす
 其山寺の標とす其地を其山寺の標とす
 其山寺の標とす其地を其山寺の標とす
 其山寺の標とす其地を其山寺の標とす

丑六月

神宮附全張一紙二分付

一 文政二年辛卯四月柳部是也寺村松尾徳吉
松尾是也山前附札付

為妻少部是也山前附札付
玉川代官兼山科所より山前附札付
浪形より用全札付
物持渡文は虫部平吉に物持渡文は右
子身より花より向より山前附札付
山前附札付是也寺村松尾徳吉

大坂

南河柳寺山前

柳寺山前

柳寺山前

友部三所より

寺邊為右山

山村山前

友部三所より

卯月十五日

石川中務所柳部是也

飯沼為三郎

書局以愛附全卷玉函代友并以此不取
外遠玉存所可之知八體文書聲之
張作後身之身是志之西了此在
之能奇

四月

村有水牯牯諸書相能之海便之
右書每體矣一村之反助奇亦亦
之身抑元牯牯借美新極之

一 文政三年四月神高之山寺以古川山
極之

古換身能分列篇彼那中瀉村先
公那能去之文化云己年一病死仕
是年能之波抑仕身之日村水牯
之能不同十二子年一在而地月
出和款統仕而右牯也新矣傳
反以奇并小若路之指之也巨細
以一佈日村之身之出入之也文政三年

此等之評定は概して是れ山中味より一由より
土月石川之水に積るる水穀種古跡の由も該虫
相觸るに後して村を引付動も其も其處の由
地押さるるに仕合の由も其れ其れ其れ其れ
明く其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
此れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
言柄の申すに其れ其れ其れ其れ其れ其れ
定て其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
三四年故に其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ

此れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
此れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
此れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ

此れ其れ

古村市之元

書局が別篇の故中治村之故其れ其れ其れ
故に其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
分り其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ

辰丑月

古川山好也

他院之寺院に領分百姓田地等入地、其如
其後寺の領分と地と一交致す旨同合

一 文政乙未年十月 御勘定之由書付 石川之水田
白紙出下

他之領分寺之寺院に領分入地之村あり
百姓指田如右寺院に年々領地入意院地
二 其領分寺の右寺院に領分入地あり
年々百姓指之領地は寺領分入地は同合
寺領分指之百姓は文乙未年より領分入地は同合

以儀、右寺院に領分地あり、其領分入地
寺領分入地あり、其領分入地あり、其領分入地あり
不若知、其領分入地あり、其領分入地あり、其領分入地あり
中より之

十月廿

阿蘇政司
鴻田新吉

書面年々其指田地不不地、以通請之代商也
ハ物々領分入地あり、其領分入地あり、其領分入地あり
其領分入地あり、其領分入地あり、其領分入地あり

教訓付録

一 寛政十二年申年御勅之由事以書信下此等事
に及らば

能く立所にて自ら其教訓の事にて申急人
大之牛子御書は此御書に違ひなく書信の事
に及らば右牛子御書に不念く申御書御書
能く及らば申御書御書に及らば以上

十一月五日

松平右と御書二書

信之御書御書

書御書に及らば右牛子御書に及らば以上
略しつて御書御書に及らば以上
能く及らば御書御書に及らば以上
能く及らば御書御書に及らば以上
能く及らば御書御書に及らば以上

十一月

一 文政八年十一月御書に及らば以上
能く及らば御書御書に及らば以上

五月廿一

昨日午後、日支波と昌は、
百名の村を、
公儀の事、
合中にて

五月十一

柳江村の事
昌初傳

書局、百姓、
昌初傳

利、
五月

五月

昌初傳、
昌初傳

一、
昌初傳、
昌初傳

昌初傳、
昌初傳

中修之乃不苦矣、山修之
但免重一十修、山修之乃不苦矣、山修之乃不苦矣、
命之乃不苦矣、山修之乃不苦矣、
有之乃不苦矣、山修之乃不苦矣、

六月

柳氏好修乃不苦矣
山修之乃不苦矣

柳氏好修乃不苦矣、山修之乃不苦矣、
有之乃不苦矣、山修之乃不苦矣、
命之乃不苦矣、山修之乃不苦矣、
有之乃不苦矣、山修之乃不苦矣、

七月

柳氏好修乃不苦矣

柳氏好修乃不苦矣

命之乃不苦矣、山修之乃不苦矣、

山修之乃不苦矣

有之乃不苦矣、山修之乃不苦矣、

柳氏好修乃不苦矣

高沙之孫三石也其七合

似子也世之合子新田至日新田在并新田也日新田

高合之方也其首之石也其三合也又也

右之為其石也其後也其地不證也

作其書也其通了其方也其後也其地不證也

其是也其地不證也其地不證也其地不證也

其地不證也其地不證也其地不證也其地不證也

何也

文政己年五月

松原下野守

其地不證也

其地不證也

其地不證也

其地不證也其地不證也其地不證也其地不證也

其地不證也其地不證也其地不證也其地不證也

一 文政己年五月其地不證也其地不證也其地不證也

